

4月は 未成年者飲酒防止強調月間です！

近年、未成年者の飲酒者数は増加の傾向にあります。我が国では、20歳未満の未成年者の飲酒は法律（未成年者飲酒禁止法）で禁じられており、未成年者にお酒を勧めた側も罰せられます。

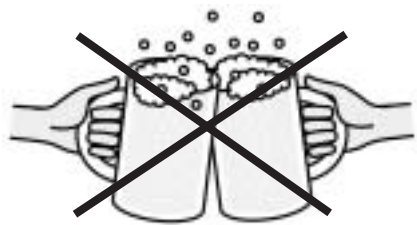
しかし、新しい生活がスタートする4月は、知り合ったばかりの仲間たちで親睦を深めるために、未成年者がお酒に接する機会が多くなります。

未成年者の身体はアルコールを分解する能力が未熟なため、悪影響を受けやすく危険です。

未成年者の飲酒を未然に防止するためには、家庭や職場など周囲の大人が未成年者にお酒を簡単に勧めたり、うっかり販売しないような環境づくりを心掛けることが大切です。

— 未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由 —

- 脳の機能を低下**させます
- 肝臓をはじめとする臓器に障害**を起こしやすくなります
- 性ホルモンに異常**が起きるおそれがあります
- アルコール依存症**になりやすくなります
- 未成年者を守るために**飲酒を禁ずる法律**があります



麻しん・風しん予防接種はお早めに！

平成20年4月から、麻しん・風しん予防接種の対象者に、中学1年生の年齢に相当する方（第3期）および高校3年生の年齢に相当する方（第4期）が追加されました。対象の方へは4月に予診票を個別送付しますので、なるべく早く接種しましょう。

- * 疾病の感染拡大を防ぐためには95%以上の接種率が必要とされています。
- * なるべく早く麻しん、風しんに対する免疫をつけるため、4月から6月の間に接種するようにしましょう。
- * 受験・就職等の大切な時期に感染しないためにも早めに接種することをお勧めします。

▼平成22年度接種対象者

- ・第3期：平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
- ・第4期：平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方

▼接種場所

市内医療機関等でご予約ください。



献血にご協力をお願いします！

— 献血で助かる命があります —



▼献血の種類

《全血献血》
短時間でできる献血です。
皆さんのご理解とご協力をお願いします。



図健康推進課 ☎(25)8078

空気中には、いろんな細菌やウイルスがいます。外出したら必ず手洗い・うがいをしましょう。

連絡先

各種健診や食に関する相談、健康に関することなどお気軽にお電話ください。（平日8時30分～17時15分）

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| ●マキノ保健センター … ☎(27)1128 | ●今津保健センター … ☎(22)5101 |
| ●安曇川保健センター … ☎(32)4413 | ●朽木保健センター（朽木支所） … ☎(38)3111 |
| ●高島保健センター … ☎(36)8008 | ●新旭保健センター … ☎(25)8110 |

健康相談や乳幼児の健診などの日程は、「たかしま健康だより」か市のホームページをご覧ください！

お知らせ



一人暮らし高齢者等の 住宅用火災警報器設置費用支援

市では、一人暮らし高齢者等の住宅用火災警報器の購入を促進するため、住宅用火災警報器の購入および設置費用の一部を支援します。

▼支援対象者

市内に住所があり、一人暮らしをしている70歳以上の方または70歳以上のみで構成される世帯のうち、市町村民税非課税世帯および市町村民税均等割のみ課税世帯。

▼支援の内容

- ①住宅用火災警報器の購入に要する費用。
- ②購入した住宅用火災警報器を自分が住む住宅に設置するために必要となる費用。

▼支援金の基準額

支援対象者が住む住宅1戸につき、5,000円（ただし、要した費用が5,000円に満たない場合は、当該費用の額）

▼支援金の額

市町村民税非課税世帯は基準額の2／3以内、市町村民税均等割のみ課税世帯は基準額の1／2以内

▼支援の回数

支援対象者が住む住宅1戸につ

- き1回限り。
- ▼支援条件
住宅用火災警報器を、市内事業者で購入設置。
- ▼支援対象期間
平成22年4月1日から平成23年5月31日までに購入および設置したもの。
- ▼申請先
購入設置後、領収書の写しを添えてお住まいの地域の保健センターまたは市役所長寿介護課へ申請してください。

図長寿介護課 ☎(25)8029

就学援助費の受給申請について

この制度は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学に係る経費の一部を援助するものです。

就学の援助が必要だとお考えの方は、児童生徒の就学されている学校へお問い合わせいただき、申請の手続きをしてください。

なお、家族構成や所得状況によっては、認定されない場合があります。また、現在、援助費を受給されておられる保護者の方についても改めて申請が必要になります。

▼申請書提出期間

4月9日（金）～26日（月）

図学校教育課 ☎(32)4473

屋外広告物の許可申請について

屋外広告物の表示を行う場合は、滋賀県屋外広告物条例による許可が必要です。

平成22年4月1日から屋外広告物の許可事務が滋賀県から高島市へと権限移譲されたことに伴い、高島市内で表示する屋外広告物の許可申請等は、市役所交通景観政策課に提出していただくことになります。

許可に関する審査基準は、これまでの滋賀県での許可と変更はありません。

ただし、手数料の納付方法は、現金納付していただくことになりますので、ご留意ください。

図交通景観政策課
☎(22)0904

▼下水道

下水道の使える区域が 広がりました

次の区域で新たに下水道を使用できるようにになりました。

- ▼平成21年12月1日から
（安曇川）下小川地区の一部
- ▼2月15日から

（新旭）太田地区の一部
▼3月31日から
（今津）北仰地区の一部
（安曇川）青柳上小川地区の一部

◆下水道への接続のお願い

快適な生活と
環境衛生の向上に
努めましょう！

下水道法に基づき下水道が使用できるようになった日をお知らせ（公示）した日から3年以内に下水道へ接続してください。下水道への接続が済みでないご家庭や事業所は、速やかに下水道への接続をお願いします。なお、工事は指定工事店へご相談ください。

◆ご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造し、または尿浄化槽を廃止して下水道に接続するにはまとまった資金が必要になるため、市では次の制度を設けています。

【水洗便所改造等資金の融資あっせん】

改造工事をされる方に対して、市が金融機関に改造資金の融資をあっせんします。

融資の上限120万円（共同住宅等は1戸30万円以内、限度額150万円）、融資利率年3%以内、融資期間は60か月以内です。